

東京都廃棄物条例（平成四年東京都条例第四百十号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>前文及び第一章（現行のとおり）</p> <p>第二章 廃棄物の処理（第十三条 第二十条）</p> <p>第三章から附則まで（現行のとおり）</p> <p>前文（現行のとおり）</p> <p>第一条から第八条まで（現行のとおり）</p> <p>（製造等に際しての事業者の責務）</p> <p>第九条（現行のとおり）</p> <p>2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源をいう。）の利用及び再生品の使用に努めるとともに、製品、容器等について、再利用の容易性をあらかじめ評価して開発を行い、その再利用の方法についての情報を提供すること等により、再利用を促進しなければならない。</p> <p>3（現行のとおり）</p> <p>第十条から第十二条まで（現行のとおり）</p>	<p>目次</p> <p>前文及び第一章（略）</p> <p>第二章 産業廃棄物の処理（第十三条 第二十条）</p> <p>第三章から附則まで（略）</p> <p>前文（略）</p> <p>第一条から第八条まで（略）</p> <p>（製造等に際しての事業者の責務）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源（再生資源の利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第一項に規定する再生資源をいう。）の利用及び再生品の使用に努めるとともに、製品、容器等について、再利用の容易性をあらかじめ評価して開発を行い、その再利用の方法についての情報を提供すること等により、再利用を促進しなければならない。</p> <p>3（略）</p> <p>第十条から第十二条まで（略）</p>

第二章 廃棄物の処理

(廃棄物処理計画の策定)

第十三条 知事は、法第五条の三の規定による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画（以下「廃棄物処理計画」という。）を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ東京都廃棄物審議会及び関係区市町村の意見を聴かなければならない。

第十四条から第二十三条まで（現行のとおり）

（東京都廃棄物審議会）

第二十四条（現行のとおり）

2（現行のとおり）

一及び二（現行のとおり）

三 法第五条の三第三項の規定に基づく廃棄物処理計画に関する事項

3から9まで（現行のとおり）

第二十五条から第二十七条まで（現行のとおり）

第二章 産業廃棄物の処理

(産業廃棄物処理計画の策定)

第十三条 知事は、法第十一条の規定による産業廃棄物の処理に関する計画（以下「産業廃棄物処理計画」という。）を定めようとするときは、あらかじめ東京都廃棄物審議会の意見を聴かなければならない。

第十四条から第二十三条まで（略）

（東京都廃棄物審議会）

第二十四条（略）

2（略）

一及び二（略）

三 法第十一条第三項の規定に基づく産業廃棄物処理計画に関する事項

3から9項まで（略）

第二十五条から第二十七条まで（略）